株式会社虎屋（東京都）

～ 日本の伝統商標が世界に進出 ～

１．室町時代の人も食べていた！

高級和菓子店である虎屋の歴史は大変古く、室町時代後期に創業し、後陽成天皇の在位中（1586～1611年）に、朝廷に菓子を納めていたという記録がある。朝廷の御用を勤めるためには、京都という町で二、三代と代を重ねていて、社会的に信用できる技術力の高い店である必要があることから、1500年代の前半には既に京都の町で菓子屋を営んでいたと思われる。

その後も、古文書などから、和菓子の伝統を守りながら綿々とのれんを掲げ続けてきたことがわかる。虎屋はいつの時代でも伝統の技術に新しい感覚を盛り込み、最良の原料を使用して最高の品質の和菓子を作ることに傾注してきた。

昭和55年10月に、フランスはパリのサンフロランタン通りに出店した。以来、パリで四半世紀続く。当時、海外進出するに当たっては、国によって食品添加物の認可基準が違うことから許可がなかなか下りず、大変苦労したとのことだが、今ではすっかり虎屋の和菓子も定着している。

２．登録商標について

開発部門から新製品の企画が出されると、商品企画部門においてネーミング、パッケージデザイン、販売時期、売上げ予測などの販売戦略が立案される。予想売上金額が一定水準を超えるものに関しては、商品名などの商標出願を行っている。

他社からの模倣を防ぐために、ハウスネーム（社名）の商標は食品一般に広く権利取得しており、防護商標も取得している。また、商品パンフレットなどの印刷物には、商品名の後に登録商標（®）を極力付与して、ブランドを強調している。保有商標権は、年1回程度見直しを行っている。加えて、海外においても日本語の商標（図形と文字）を出店時に出願・権利化している。

平成15年9月から、「和菓子オートクチュール」と題し、お客様オリジナルのオーダーメイドの和菓子を作るサービスを行っている。その中でも知的財産権保護の観点から他者の著作権に関わるキャラクターをモチーフにした注文は受けていない。また、オーダーメイドの和菓子に関して、形状や色彩等のアイディアは、顧客とともに考えたものであるため、顧客の許可無く一般に製造販売することはない。

社員に対する知的財産権制度の習得については、顧問契約弁理士による社内講演を開催したり、知的財産管理担当者が出願プロセスの際に個別に指導しており、知的財産権に関する理解を深める機会をつくっている。

商標出願をする前に、過去に商品名として使われていないかどうかなどの調査を、特許電子図書館（IPDL）で行っており、それ以外では、雑誌や和菓子に関する過去の情報を記録管理している「虎屋文庫」の資料を活用している。

３．虎屋文庫

「虎屋文庫」は、和菓子文化の伝承と創造の一翼を担うことを目的として、昭和48年に創設された。長年に渡り宮中の御用を勤めてきた虎屋には、菓子の絵図帳や古文書、古器物などが多数伝えられている。虎屋文庫では、これらを保存・整理するとともに、様々な菓子資料を収集し、年1～2回の展示活動を中心に和菓子情報を広く一般に発信している。

【保有権利に基づく製品例】

とらやの和菓子

とらや赤坂本店

＜会社概要＞

名称及び代表者名	株式会社虎屋　　代表取締役社長　黒川 光博
本社所在地	東京都港区赤坂4-9-22
創業	室町時代後期（1520年代頃）
資本金	2,400万円
従業員数	871名
主要製品	和菓子
電話	03-3408-4121
URL	http://www.toraya-group.co.jp/